

「手話の日」に考えたい、手話と言語のこと

9月23日は「手話の日」です。2025年6月に成立した「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」で定められました。また、国連が定めた「手話言語国際デー」でもあります。国内外で手話への理解を広げる催しが行われ、多くの人が手話に触れる機会となります。

手話をめぐる法制度の歩みは、障害者権利条約の採択と日本の署名を受けた国内法整備にさかのぼります。2011年に改正された障害者基本法には「言語（手話を含む。）」と明記され、日本の法律で初めて、手話が言語であることが位置づけられました。その後、当事者団体を中心に「手話言語法」の制定を求める運動が全国へ広がりました。

2010年、全日本ろうあ連盟は、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会とともに「手話言語法制定推進事業」を立ち上げました。手話を単なる意思疎通の手段ではなく、一つの言語として認め、その権利を保障する法律を求める取り組みです。全国の自治体では「手話言語法（仮称）」の早期制定を求める意見書が次々と採択され、2016年には全自治体で採択されるという大きな成果につながりました。

しかし、実際に成立した法律の名称は「手話言語法」ではなく「手話施策推進法」でした。もちろん、法律が成立したことは大きな前進です。手話の習得、使用、教育、文化の継承、理解促進などを国や自治体が進める根拠ができたことの意義は小さくありません。一方で、名称から「言語」という言葉が外れたことに、物足りなさや疑問を感じる人も少なくないのではないのでしょうか。

日本語で学び、日本語を使い、日本語の文化を受け継ぐことが当然とされるように、手話を必要とする人にとって、手話で学び、手話を使い、手話文化を受け継ぐことは欠かせない権利です。だからこそ、「手話は言語である」という視点を社会の中でどう共有していくのかが問われているのです。

「手話の日」は、手話を知り、学び、広める日であると同時に、「手話は言語」ということを発信していく日でもあります。そして、なぜ日本の法律や記念日の名称に「言語」が明記されなかったのか。手話施策推進法を出発点としながら、手話を日本語と同じ一つの言語として扱う社会へ近づいていくその歩みを止めないために、これからも問い続けたいと思います。（須崎 利花）

2026年9月・10月の予定

9月24日（木）	10：00～11：00	福祉センター2階作業学療法室	役員会
10月1日（木）	活動休み		
10月3日（土）	9：30～15：00	ふくふくまつり 福祉センター	
8日（木）	10：00～11：30	福祉センター地下研修室	
15日（木）	10：00～11：30	福祉センター地下研修室	
22日（木）	10：00～11：30	福祉センター地下研修室	出前講座
29日（木）	10：00～11：30	福祉センター地下研修室	役員会

お問い合わせ shuwamomiji30@yahoo.co.jp

手話通訳つきイベントのご案内

10月 3日(土)	ふくふくまつり	9:30~15:00	福祉センター
10月31日(土)	市民文化祭開場式	10:30~11:00	福生市民会館
	青少年意見発表会	14:00~	福生市公民館
11月21日(土)	公民館のつどい	10:00~12:00	市民会館・公民館3階
12月12日(土)	第23回子どもからの人権メッセージ 発表会 in 福生	13:00~16:00	市民会館小ホール

今月の1枚



Y



R



A



立川市土俵つくり見学 Y

J

夜咲く花クレオメ



N

K



R



I



I



会員の声

花火が夏の暑さを
涼しくします(Y)

夏は帰省して
実家の稲刈りの手伝いを
しました
息子たちが頑張ってくれて
助かりました(A)

夏ボラの手話体験のお手
伝いをしました。参加メン
バーに3年間毎年来てくれ
ている女の子(小5年生)
がいて手話の上達ととも
にお姉さんになった姿を見
られて嬉しくなりました。
(セーラームーン)

この夏、我が家にも予期
せぬ事が起きました突然
に……。報道に出る地震
や洪水も同じだなあと感
じながら、哲学的な事を
考えながら過ごした8月
がやっと終わりました。
(K)

9月公開の映画
「踊る大捜査線 NEW」の
ため、
30年間を大復習の毎日、
ワクワクわくわく(Y)

「今年の目標は月に一回
サークルにいく」と言っ
たのは、
今年か…？
昨年か…？
またすっかり幽霊です…
(J)

8月22日の松林平和集
会です。講師でなく話題
提供者。戦火を潜った話
でなく、父の戦死による苦
労の80年。Sさんがマイク
を持ってとても和やかな平
和集会となりました(G)

福生音頭が好き
福生よいとも好き
ダンシングヒーローも好き
お祭りの10月が来る
1年があっという間(L)

私の趣味は、民謡と園芸と
TV観賞です。
民謡は、生の三味線と尺
八の伴奏がつくところがい
いです
毎回私は「外山節」を歌い
ます(R)

残暑御見舞い申し上げます
(しなちゃん)

聴覚障害者協会からのお知らせです

2026年9月吉日

福生市聴覚障害者協会各位
手話サークル福手の会
会長 森田 優子様
手話サークルもみじ
会長 五十嵐 陽子様

福生市聴覚障害者協会
会 長 相内ゆみ子

ななふく苑・どんぐりの見学のお知らせ

福生市聴覚障害者協会主催で、下記の通り見学を企画しております。
どんな施設なのか、一緒に見学しませんか♪

記

日 時：2026年10月14日（水）午前10時～午後3時
予 定：10:15頃 ななふく苑 到着。

坂戸駅～ななふく苑までタクシーに乗ります。（所要時間約10分）

10:30～12:00 ななふく苑見学

12:00～13:00 ななふく苑で昼食

13:15～15:00 どんぐりにて見学

15:00 解散 予定

集合場所：福生駅改札口7：57 代表者（溝越）

牛浜駅改札口7：59 代表者（福本）

拝島駅改札口8：02 代表者（相内）

東京方面行きの電車、6号車の2ドアの付近で合流します。

参 加 費：500円（昼食代）※昼食は、ななふく苑から用意していただきます。

申込締切：9月26日（土） 各団体で取りまとめて、溝越までメール下さい。

※申込後、参加者には当日の詳しい案内を送ります。

以上

新連載 嵐之転倒騒動顛末記 其の九

7月1日、手術の日。今回は下半身麻酔で意識ははっきりしていた。足元に医師が3人。さっぱり感覚のなくなった足にガチャガチャとやっているようだ。何をやってるのかな～？ 覗き込んだ。が、メガネの無い眼にはぼんやり医師の背中が見えるだけで、手術室の照明がすばらしく明るいことだけが分かった。終盤に「ボルト、持って帰るんだよね？ 今洗ってくるから。…ここに置くよ」と枕元にポイッと密封袋を置いて行った。待ちに待ったボルトとご対面。想像していたボルトとは全く違ったものだった。

こうして無事骨がくっついた。骨折をきっかけに不便なことや理不尽なことの発見、不自由な人に対する社会の対応の課題を実感した。また当事者の気持ちもほんのほんの少しだけわかったような気がする。骨折したことでパートを休み、サークルにも迷惑をかけて申し訳ない気持ちでいっぱいだった。でももしかしたら、傲慢になっていた私に骨折がもっと視野を広げてみろよと教えてくれたのではないかと思っている。そして何気ない毎日がかけがえのないものだとあらためて感じた。感謝の気持ちをことばにするのは気恥ずかしいけれど、忘れずに「ありがとう」と言える自分でいたいと思った。

拙い文章を長らく読んでいただきありがとうございました。今後も健康と足元に気をつけながら、サークル活動に一層励んでいきたいと思っています。(完)



【復習】 手話言語法の5つの権利とは？

手話言語法の5つの権利とは、「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」の5つです。

1. 手話を獲得する権利

ろう者や聴覚障害のある子どもが、成長過程で手話を自然に習得できる権利です。乳幼児期から手話に触れる環境を保障することで、言語発達やアイデンティティの形成を支援します

2. 手話を学ぶ権利

手話を学びたい人が、教育機関や地域で学習できる権利です。これには、ろう者だけでなく、きこえる人も含まれ、手話を学ぶ機会の提供が求められます

3. 手話で学ぶ権利

学校や教育現場で、手話を用いて学ぶことができる権利です。手話による授業や教材の提供、手話対応教員の配置などが含まれます

4. 手話を使う権利

日常生活や行政手続き、医療、災害時の情報伝達など、社会のあらゆる場面で手話を使用できる権利です。手話通訳者の派遣や手話対応サービスの整備が重要です

5. 手話を守る権利

手話を文化的・言語的資源として保存・継承する権利です。手話辞典の作成や手話表現の記録、地域コミュニティでの手話活動の支援などが含まれます

これらの権利は、手話を音声言語と同等の「言語」として認め、ろう者や聴覚障害者が社会で平等に参加できる環境を整えるために制定されました。地方自治体でも手話言語条例を通じて、これらの権利を具体的に保障する施策が進められています

動画はこちら → [手話言語で Go!5つの権利\(手話言語動画版\) - YouTube](#)

たましろの郷応援グッズ その他のグッズも！



ご注文は右の
QR コードから



クリアファイル

¥500

役員会より

いつもご購入いただきありがとうございます。
「もみじ WEB マガジン」の感想を、お寄せいただけると幸いです。
紙面上での交流もできたらと思います。
よろしくお願いします。

shuwamomiji30@yahoo.co.jp

